

案

令和2年10月2日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 富田 義典 殿

佐賀地方最低賃金審議会

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業

最低賃金専門部会

部会長 飛石 昇

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月24日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりとすることが適當と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

区分	氏名	現職
公益代表	安德 弥生	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 准教授
	甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学教育学部 教授
	飛石 昇	公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター 前理事長
労働者代表	草場 薫	セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部 執行委員長
	草場 義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長
	山口 幸一	セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部 書記長
使用者代表	有富 和美	有田商工会議所 専務理事
	八谷 浩司	佐賀商工会議所 事務局長
	森 知巳	株式会社香蘭社 総務部長

佐賀県陶磁器・同関連製品造業最低賃金

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり